

職業紹介事業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長は、平成29年3月31日締結の職業紹介事業からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書を次のとおり変更する。

新	旧
<p>1 合意書の趣旨</p> <p>労働局は、法第30条に定める有料職業紹介事業の許可の申請、法第33条に定める無料職業紹介事業の許可の申請、法第33条の3に定める特別の法人の行う無料職業紹介事業の開始の届出又は法第32条の7、第33条若しくは第33条の3に定めるこれらの申請若しくは届出に係る事項の変更（役員の変更の場合に限る。）の届出（以下「許可申請等」という。）における審査及び確認を行う場合は、法第32条第9号から第13号までの規定（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、警察に対して、当該許可申請等を行っている事業主（法人の場合は、その役員を含む。以下同じ。）の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。また、警察は、労働局からの照会に対して当該事業主の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。</p>	<p>1 合意書の趣旨</p> <p>労働局は、法第30条に定める有料職業紹介事業の許可の申請、法第33条に定める無料職業紹介事業の許可の申請、法第33条の3に定める特別の法人の行う無料職業紹介事業の開始の届出又は法第32条の7、第33条若しくは第33条の3に定めるこれらの申請若しくは届出に係る事項の変更（役員の変更の場合に限る。）の届出（以下「許可申請等」という。）における審査及び確認を行う場合は、法第32条第8号から第12号までの規定（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、警察に対して、当該許可申請等を行っている事業主（法人の場合は、その役員を含む。以下同じ。）の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。また、警察は、労働局からの照会に対して当該事業主の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。</p>
<p>2 排除の対象</p> <p>職業紹介事業から排除する対象は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第</p>	<p>2 排除の対象</p> <p>職業紹介事業から排除する対象は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第</p>

<p>2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第32条第9号）</p> <p>(2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が暴力団員等に該当するもの（法第32条第10号）</p> <p>(3) 法人であつて、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第32条第11号）</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する（※注）者（法第32条第12号）</p> <p>(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその当該業務の補助者として使用するおそれのある者（法第32条第13号）</p> <p>（※注）「事業活動を支配する」とは、</p> <p>①、② 略</p> <p>3 略</p> <p>4 意見聴取等に関する留意事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとする。</p> <p>ただし、遠隔地であるなど、手交により難しいと認められるなどの特段の事情があるときや、<u>照会手続の効率化を図る上で必要がある</u>と認められるときには、両者の間で<u>協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信</u>をもつて行うことができるものとする。</p> <p>なお、電子メール等を利用して文書を送</p>	<p>2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第32条第8号）</p> <p>(2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が暴力団員等に該当するもの（法第32条第9号）</p> <p>(3) 法人であつて、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第32条第10号）</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する（※注）者（法第32条第11号）</p> <p>(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその当該業務の補助者として使用するおそれのある者（法第32条第12号）</p> <p>（※注）「事業活動を支配する」とは、</p> <p>①、② 略</p> <p>3 略</p> <p>4 意見聴取等に関する留意事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとする。</p> <p>ただし、遠隔地であるなど、手交により難しいと認められるなどの特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもつて行うことができるものとする。</p>
--	--

信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

(3) 略

5～8 略

○別記様式第1号（照会）

文書番号

令和●年●月●日

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長
殿

●●労働局需給調整事業部門長 〃

「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」に基づく照会について

下記の者から職業紹介事業に関する（許可・届出・役員変更）申請がありましたので、職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて、「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」（平成29年3月31日付け警察庁丁暴発第79号、職派需発0331第5号）に基づき、照会します。

記

1 照会対象者

別記様式第4号記載のとおり。

※ 別記様式第4号を用いない場合は、氏名（フリカナ）、生年月日、性別、住所を記載し、法人の場合は、その法人の商号又は名称、その者の役職を加えて記載すること。

○別記様式第2号（回答）

(3) 略

5～8 略

○別記様式第1号（照会）

文書番号

平成●年●月●日

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長
殿

●●労働局需給調整事業部門長 ㊟

「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」に基づく照会について

下記の者から職業紹介事業に関する（許可・届出・役員変更）申請がありましたので、職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて、「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」（平成29年3月31日付け警察庁丁暴発第79号、職派需発0331第5号）に基づき、照会します。

記

1 照会対象者

別記様式第4号記載のとおり。

※ 別記様式第4号を用いない場合は、氏名（フリカナ）、生年月日、性別、住所を記載し、法人の場合は、その法人の商号又は名称、その者の役職を加えて記載すること。

○別記様式第2号（回答）

<p>文書番号 令和●年●月●日 ●●労働局需給調整事業部門長 殿 ●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長 —</p> <p>「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」に基づく回答について</p> <p>「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」（平成29年3月31日付け警察庁丁暴発第79号、職派需発0331第5号）に基づき、令和●年●月●日付け（文書番号）で照会があった件について、下記のとおり回答します。</p> <p>記 ※ 該当した場合 照会対象者●●●●が職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条第●号に該当する事由があると認められる。 ※ 該当しない場合 職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の規定に該当しない。</p> <p>○別記様式第3号（通知） 文書番号 令和●年●月●日 ●●労働局需給調整事業部門長 殿 ●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長 —</p> <p>「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」に基づく通知について</p> <p>下記の者については、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）</p>	<p>文書番号 平成●年●月●日 ●●労働局需給調整事業部門長 殿 ●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長 ⑩</p> <p>「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」に基づく回答について</p> <p>「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」（平成29年3月31日付け警察庁丁暴発第79号、職派需発0331第5号）に基づき、平成●年●月●日付け（文書番号）で照会があった件について、下記のとおり回答します。</p> <p>記 ※ 該当した場合 照会対象者●●●●が職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条第●号に該当する事由があると認められる。 ※ 該当しない場合 職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の規定に該当しない。</p> <p>○別記様式第3号（通知） 文書番号 平成●年●月●日 ●●労働局需給調整事業部門長 殿 ●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長 ⑩</p> <p>「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」に基づく通知について</p> <p>下記の者については、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）</p>
---	---

<p>第32条第●号に該当する事由があると認められるので、「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」（平成29年3月31日付け警察庁丁暴発第79号、職派需発0331第5号）に基づき、通知します。</p> <p>記</p> <p>1 氏名（フリガナ）</p> <p>2 生年月日</p> <p>3 性別</p> <p>4 住所</p> <p>5 法人の場合にあっては、その法人の商号又は名称及びその者の役職</p> <p>6 理由 上記の者が、法第32条第●号に該当する事由があると認められる。</p> <p>7 その他（必要により記載）</p> <p>○別記様式第4号 略</p>	<p>第32条第●号に該当する事由があると認められるので、「職業紹介事業からの暴力団排除に係る合意書」（平成29年3月31日付け警察庁丁暴発第79号、職派需発0331第5号）に基づき、通知します。</p> <p>記</p> <p>1 氏名（フリガナ）</p> <p>3 生年月日</p> <p>4 性別</p> <p>5 住所</p> <p>5 法人の場合にあっては、その法人の商号又は名称及びその者の役職</p> <p>6 理由 上記の者が、法第32条第●号に該当する事由があると認められる。</p> <p>7 その他（必要により記載）</p>
---	---

※下線部が変更箇所

2 本覚書に基づく運用は、令和8年4月1日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年3月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安枝 亮

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

高島 洋平